

平成25年第1回知内町議会定例会（3日目）

- ◎ 招集年月日 平成25年3月12日（火）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成25年3月12日（火） 午前 9時32分
- ◎ 閉会日時 平成25年3月12日（火） 午前10時13分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	泉政栄
2番	木村一	7番	敦澤良子
3番	山田顯	8番	吉田峰一
4番	松井盛泰	9番	森永勉
5番	谷口康之	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 1番 西山和夫 6番 泉政栄

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	大館光晴
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	大野樹
産業振興課長	手塚恵一
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	村上義久
教育長	田中健一
教育次長	村上芳二
給食センター長	（村上芳二）
高校事務長	松崎輝幸
スポーツセンター長	赤田敏美
代表監査委員	村上壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	藤谷 亘
議事担当係長	野戸 英二

平成 2 5 年 第 1 回 知内町議会 定例会 議事日程

(第 3 号)

平成 2 5 年 3 月 1 2 日 (火) 午前 9 時 3 2 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 1 番、西山和夫君 6 番、泉 政栄君
第 2	議案第18号	知内町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
第 3	議案第19号	知内町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
第 4	議案第20号	知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について
第 5	委員会報告 第 4 号	平成 2 5 年度予算審査特別委員会審査報告について (委員長報告)
第 6	議案第28号	教育委員会委員の任命について
追加日程第 1	議案第30号	知内町立湯の里診療所設置条例の一部を改正する条例について
第 7	意見書案 第 1 号	平成 2 5 年度地方財政対策に関する意見書の提出について
第 8	議長 発議	平成 2 5 年度常任委員会所管事務調査の実施について
第 9	議長 発議	平成 2 5 年度常任委員会管外行政視察の実施について
第 10	議長 発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第 11	議長 発議	議会閉会中の議会運営委員会の実施について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。会議の前に 2 4 年度の補正予算の国保の関係で、ミスプリントがありましたので、そのことについて、生活福祉課長より説明致しますので、よろしくをお願いします。

◎ 生活福祉課長 (大野 樹)

おはようございます。今、お手元に配付をさせていただきました、3 月 7 日に議決をいただきました議案第 2 号、平成 2 4 年度国保会計補正予算のお手元に配付の 2 1 ページ、歳出 2 款 1 項 4 目の退職被保険者療養費に誤記がありましたので、差し替えをお願いしたいと思います。そこに記載の補正前の額 2 0 万円、合計も 2 0 万円ということが正規の額でありまして、先日、議決の際に 4 0 0 万円ということで間違った記載をしておりましたので、訂正をお願いしたいと思います。なお、補正予算の変更、または影響するということではございませんので、ひとつ、よろしくをお願いしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

そういうことで、ミスプリントということで、説明にも何もこの数字については触れていませんので、よろしくお願い致します。

只今の出席議員数は、1 0 人です。

定足数に達していますので、会議は成立します。

これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番、西山和夫君、6番、泉政栄君を指名します。

ここで、先日、議案第16号、『知内町道路の構造の技術的基準等を定める条例』の質疑の際に、資料請求がありました。その資料が、現在、お手元に配付しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

● 議案第18号 知内町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、議案第18号、『知内町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第18号、知内町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

知内町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を次のとおり制定する。

本条例の趣旨について、ご説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、河川法が一部改正されたことに伴い、河川管理施設、または、許可工作物のうち、堤防、その他の主要なものの構造について、河川管理上、必要とされる技術的基準を条例で定める必要が生じたことから、本条例を制定するものであります。なお、本条例は、平成25年4月1日からの施行であります。条例の内容につきましては、建設水道課長よりこの後、説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

資料でご説明します。予算説明資料見出し4の16ページをお開きください。まず、準用河川についてご説明致しますと、河川の種類と致しまして、国で管理する1級河川、北海道で管理する2級河川のほか町で管理する河川のうち、河川法の2級河川に関する規定を準用する河川を準用河川と言います。資料にありますとおり、新重内川

から外記川までの6河川となっております。本条例は、この6河川に設置する河川管理施設の構造基準を定める条例でございます。参照検討する国の基準は、河川管理施設構造令になります。検討した結果、堤防・床止め・堰・水門・樋管・橋・伏せ越しに関する構造は、国の基準どおりと致しました。また、ダム・排水機場は、上記6河川に該当しない施設でございますので、本条例からは除外しております。詳しい数値等については、説明を省略させていただきたいと思っております。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

課長にちょっと確認のためにお伺ひしますけれども、今、準用河川で、6つですか、そのほかにうちの町に小川みたいなものもあると思うんですよね、小川と言えば変ですけれども、それが増水したときに氾濫するとか、住民の生活に不安が、あまり影響を及ぼさないような小川とかそういうやつあるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

準用河川のほかに普通河川というのがございます。ですから、そういうような小さな川については、この2級河川の法律を準用しない川という捉えになりますけれども、その河川がですね、例えば、氾濫等をして、生活に影響を及ぼすようなときには、それは住民の生活を守らなければならないというところで、更にこの条例等の基準を鑑みながら、整備することも出てくるかと思ひます。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

森越の川ありますよね、よくあそこの水というよりも海のあいまわりとか、ああいうときになれば、押していけないで、逆に涌元もそうでしょうけれども、逆にいつも水嵩があって、ユンボでもっていつも川を開くというような形で、ああいうふうな場合はこれには該当しないんですよね。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

例えば、木古内方からいきますと、中ノ川、あと、森越川・重内川・知内川、これにつきましては、北海道の管理する川、2級河川でございます。ですから、その2級河川につきましては、この知内町の条例と同じように北海道の方で管理の条例を持っていますので、それに則ってですね、整備、また、維持管理をしてございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第18号を採決致します。本案を原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第19号 知内町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、議案第19号、『知内町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第19号、知内町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について。

知内町水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について、次のとおり制定する。

資料でご説明致しますので、予算説明資料の見出し4の19ページをお開きください。まず、条例制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、この施行により、水道法の一部改正がございまして、監督業務を行う工事の基準、工事監督者及び水道技術監督者の資格基準を国の基準を参酌し、地域にあった条例を制定するという事になったものでございます。

資料の大きな3の条例の内容について、ご説明致します。まず、布設工事監督者の資格基準については、給水する水質に関しての安全性を確保するためには、一定の能力を有する技術者を配置することが必要だということから、政令で定める基準どおりと致しました。更に知内町、追加でございますけれども、専修学校専門課程の卒業生、また、水道技術管理者の有資格者も監督能力を有すると判断されることから、独自に追加してございます。また、水道技術管理者の資格基準でございますが、この水道技術管理者というのは、水道法で設置が義務付けられています、水道技術上の最高責任者となっております。この水道技術管理者の資格基準を今回、条例で定めております。政令を参酌した結果、水道の安全を守るためには、政令どおりの資格基準が必要との判断から、政令どおりとしております。ただし、政令で定める基準で、旧制大学、旧専門学校、旧中学校卒業生については、今回、条例からは除外してあります。

議案に戻っていただきまして、2ページ、附則と致しまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

単純な質問ですけども、今、現在、その技術者、何名いるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

技術者は、私を含めて3名です。ちなみに、水道技術者は、現在、中村主査が水道技術管理者として任命されております。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山議員。

◎ 1 番（西山和夫）

そのあと、随時、その技術者が確保できるような体制にはなっているんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

今回、予算で提案させていただきましたが、水道技術管理者の有資格基準などで学歴と実務経験、更に講習会の受講完了者についても、水道技術管理者ということで定めてございます。それで、技術者、今、3名おりますが、そのうちのもう1名をですね、今年度の予算で、水道技術管理者資格取得の講習に参加させて、有資格者ということで任命したいというふうに考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第19号を採決致します。本案を原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第20号 知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第20号、『知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第20号、知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について。

知内町公共下水道条例の一部を次のとおり改正する。

資料でご説明致します。見出し4の17ページをお開きください。この条例の改正につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、下水道法の一部改正がございまして、下水道施設の構造及び維持管理基準を政令を参酌し、条例で定めることとなったものでございます。

内容につきましてはですね、排水施設、処理施設の構造基準、処理場の維持管理基準、そのようなことをですね、今回、条例で定めたものでございます。全てにおきまして、国の基準を参酌した結果、国の基準と同様とすることが適切と判断しまして、今回、条例を改正して、これに関係する部分を追加したものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

課長、昨日の議案の中に下水道の施設の長寿命化がありましたよね、それとこれと何か関連はあるんですか。それとも、これはあくまでもこれだけの基準の中のやつでやっているのか、その辺のあれはどうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

これにつきましては、下水道施設の長寿命化とは関係してございません。維持管理、あくまでもですね、水質を守るための維持管理基準、また、下水道に接続するための個人の排水施設の構造基準を定めるものでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第20号を採決致します。本案を原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 委員会報告第4号 平成25年度予算審査特別委員会審査報告について
（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、委員会報告第4号、『平成25年度予算審査特別委員会審査報告に

ついて』を議題とします。

平成25年度の各会計予算については、予算審査特別委員会に付託しましたが、その審査が終了しましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、敦澤良子君。

◎ 予算審査特別委員会委員長（敦澤良子）

それでは、委員会報告第4号、平成25年度予算審査特別委員会報告について。

予算審査特別委員会に付託した平成25年度各会計予算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

平成25年3月12日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

平成25年度予算審査特別委員会審査報告書。

平成25年第1回知内町議会定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第73条の規定により報告します。

平成25年3月12日提出。知内町議会予算審査特別委員会委員長、敦澤良子。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 付託事件、議案第21号、平成25年度知内町一般会計予算について。議案第22号、平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第23号、平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第24号、平成25年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。議案第25号、平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。議案第26号、平成25年度知内町介護保険特別会計予算について。議案第27号、平成25年度知内町水道事業会計予算について。

2. 審査年月日、平成25年3月10日、及び11日（2日間）3. 審査場所、議会議場。4. 審査委員、議長を除く議員全員による。5. 審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、議案毎に議題とし質疑・討論・採決の順に審査を進めた。6. 審査結果、付託された議案第21号から議案第27号までの7議案については、いずれも原案のとおり可決した。

7. 審査意見

当町の財政運営は、平成21年度決算以降、減債基金繰入がゼロとなり、基金残高も平成24年度決算見込で33億1,019万円に達する。また、実質公債費比率についても平成23年度決算で17.4%となり、目標値の18%を下回るなど、財政状況の改善傾向がうかがえるものの、今後の見通しについて楽観視することなく、引き続き効率的な財政運営が望まれるところである。

平成25年度当初予算規模は、前年度当初比1億2,500万円（3.6%）増の36億3,900万円となり、これに補正予算による計上予定分を含めた「年度間財政規模の見込」では、前年度比3億4,458万円（8.8%）増の42億4,670万円となっている。

特別会計は、国民健康保険事業など5特別会計の合計で14億3,758万円、これに水道事業会計の1億5,389万円と一般会計を合わせた総合計は、前年度当初比1.6%増の52億3,047万円となっている。

一般会計の歳入における町税は景気の低迷が長引く中でも、町民税や固定資産税（北電償却資産分）の増が見込まれ、町税全体では前年度当初比3,359万円（5.0%）増の7億103万円、地方交付税は前年度当初比1,618万円（0.8%）減の19億7,160万円となっている。また、教育振興基金等の繰入金は、前年度当

初比3, 119万円(61.7%)増の8, 173万円となった。

なお、平成23年度末における町税・国民健康保険税等の繰越滞納税額は、9, 324万円となっている。厳しい財政状況にあつて、滞納は行政運営に支障があるだけでなく、公金負担の公平性からもその削減対策は喫緊の課題であり、滞納者に対しては厳正で実行ある措置を行うなど、住民に対する納税意識の高揚を図る中で、現年度はもとより滞納繰越分についても一層の徴収努力をされたい。

一般会計の歳出における人件費(給与・各種報酬等)については、これまで同様適正な定員管理に配慮し、その増加の抑制に努めることを基本としているが、退職者と新規採用者との給与差や1991年人事院勧告に基づく給与調整などにより、前年度当初比2, 311万円(3.0%)増の7億9, 665万円となっている。一方、公債費は、7億1, 518万円(前年度当初比6.4%減)で、歳出全体に占める割合は19.7%と前年度当初比2.0%の減となっている。

また、人件費・扶助費及び公債費を含めた義務的経費の割合は48.8%(前年度当初比2.3%減)となっており、前年度より低下しているものの依然厳しい財政状況が続いていることから、これまで以上の事務事業の見直しなどにより効果的な行財政運営を望むものである。

審査過程での特記事項として、知内町地域材活用住宅助成事業の運用において、補助要綱等の作成にあたっては議会と再度協議をすることを望む。

また、総務文教常任委員会所管事務調査で示された「知内町子どもいじめ防止に関する条例(仮称)」協議案については、本委員会で示された課題を整備し、早急に条例案を提出されたい。

平成25年度においても、厳しい行財政運営が余儀なくされるものと思われるが、計画された各種施策が効率的に実施されることはもとより、審査の過程で述べられた各委員からの質疑や意見・要望を参酌し、今後一年間の町政の執行に際し十分反映されるよう強く要望するものであります。

◎ 議 長(伊藤政博)

只今、委員長から報告がありましたが、委員長報告は、付託された7議案について、全て原案のと通りの可決であります。

これから起立により採決を行います。

本件は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、本件は、委員長の報告のとおり、可決されました。

● 議案第28号 教育委員会委員の任命について

◎ 議 長(伊藤政博)

次に日程第6、議案第28号、『教育委員会委員の任命について』同意を求める件を議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長(大野幸孝)

議案第28号、教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるということでもあります。

まず、1人目は、重内4番地、岡田敬司氏、2人目は、中の川165番地3、千葉功司氏、3人目は、湯の里242番地206、加賀久美子さんであります。

本年度で任期となります委員は、森谷正彦委員、岡田敬司委員、千葉功司委員の3名であります。3名の委員の中で、森谷委員が今期での退任の以降があることから、その後任を新しく専任したいと考えており、岡田・千葉両委員については、引き続き、専任したいと考えておりますので、選任同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑がないようであります。

人事案件ですので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

これから、議案第28号、教育委員会の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は1人ずつ図るものとし、起立により行います。

まず、最初に岡田敬司氏の任命について、お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

次に千葉功司氏の任命について、お諮りします。

本件に同意することに賛成の方の起立を願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

次に加賀久美子氏の任命について、お諮りします。

本件に同意することに賛成の方の起立をお願いします。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件は同意することに決定しました。

● 議案第30号 知内町立湯の里診療所設置条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。只今、町長から議案第30号、『知内町立湯の里診療所設置条例の一部を改正する条例について』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。議案第30号、『知内町立湯の里診療所設置条例の一部を改正する条例について』を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定致しました。

これより議案を配布致します。

追加日程第1、議案第30号、『知内町立湯の里診療所設置条例の一部を改正する条例について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第30号、知内町立湯の里診療所設置条例の一部を改正する条例について。

知内町立湯の里診療所設置条例の一部を次のとおり改正する。

知内町町立湯の里診療所設置条例の一部を改正する条例。

知内町町立湯の里診療所設置条例（平成5年条例第8号）の一部を次のとおり改正する。

第3条中、「160番地の3」を「82番地の3」に改める。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

この一部改正につきましては、現在、改修工事中であります、湯の里診療所の設置場所の変更を渡島保健所に申請するため、設置場所の変更をするものであります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、意見書案第1号『平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 5 番（谷口康之）

意見書案第1号、平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。

平成25年3月7日提出。

提出議員、私、谷口康之、賛成議員は、吉田議員、山田議員、松井議員、泉議員、敦澤議員の方々であります。

平成25年度地方財政対策に関する意見書。

平成25年度地方財政対策は、一般財源総額が前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと、関係各位のご尽力に対し敬意と感謝の意を表すところである。

しかしながら、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化していることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすにもかかわらず、平成25年度税制改正大綱では地方の声が十分に反映されたものとはいえないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱いている。

このような状況において、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減することは、その根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から国に先駆けて、給与の独自削減や定数削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」を無視した、財源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほどその影響を大きく受ける不公平な政策である。

特に、地方との十分な協議を経ないままで、国の政策を地方に一方的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減することは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

よって、国は、今回の措置を撤回し繰り返さないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月7日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

意見書案第1号を採決します。本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

只今の意見書案について、記載の提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本件はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 平成25年度常任委員会所管事務調査の実施について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 8、『平成 25 年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。

お諮り致します。平成 25 年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じて実施することにし、調査内容については、議長と各常任委員長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、平成 25 年度の各常任委員会の所管事務調査の実施は、そのように行うことに決定を致しました。

● 議長発議 平成 25 年度常任委員会管外行政視察の実施について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 9、『平成 25 年度常任委員会管外行政視察の実施について』を議題とします。

管外行政視察は、議会閉会中に行うことにし、実施委員会及び実施時期並びに視察内容については、議長と委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、常任委員会の管外の行政視察は、そのように行うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 10、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題にします。

お諮り致します。閉会中議会において、出張または派遣を要する諸行事・慶弔・会議・研修・要望活動等のために出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定を致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、その都度議長において指名することに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の議会運営委員会の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、『議会閉会中の議会運営委員会の実施について』を議題とします。
このことについて、会議規則第71条の規定によって、議会閉会中の委員会の開催の申し出がなされておりますので、これを承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本定例会の会議に付された案件は、全て終了しました。
したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

第1回の定例会の閉会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。今定例会は、去る3月7日開会以来、本日まで5日間にわたり、7会計合わせて総額52億3千万円余りの平成25年度予算をはじめ各種条例など、当面の町政の諸案件を議員各位の終止極めて真剣なご審議により、提案されました全ての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位のご協力によるものと深く感謝申し上げます。今定例会を通じて、議員各位から述べられました質疑、あるいは、意見、要望などにつきましても、今後、1年間の町政の執行に際して、十分、反映されますよう、強く要望する次第であります。

結びに、今定例会に付されました議員各位並びに理事者をはじめ執行機関の皆さんのご協力に対して、重ねて厚く御礼申し上げます。

更には、3月31日で定年退職されます、赤田敏美スポーツセンター長には、昭和47年7月に渡島西部消防事務組合に採用されて以来、20年間消防業務に勤務され、更には、平成4年4月から知内町職員として、主にスポーツ振興に仕事をされてまいりました。特にスポーツ振興を通じて、交流人口の増大に多大なるご貢献をされたことを深く感謝申し上げます。今後、第2の人生を歩むこととなりますが、より一層、健康に留意され、活躍されることをご祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

これで、平成25年第1回知内町議会定例会を閉会します。

大変、ご苦労様でした。

（ 閉会 午前10時13分 ）